

お客さま各位

株式会社広島銀行

当座勘定規定の改定および署名判印刷サービス終了のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

手形・小切手の発行受付の終了に伴い、下記のとおり当座勘定規定の改定および署名判印刷サービスの終了についてお知らせいたします。

記

1. 当座勘定規定の改定

(1) 改定する規定

- ・当座勘定規定（一般当座用）
- ・当座勘定規定（個人当座用）

(2) 改定内容

規定名	改定箇所	改定後
当座勘定規定 (一般当座用)	第7条（手形、小切手の支払等） 第8条（手形、小切手用紙） 第13条（支払保証に代わる取扱い）	
当座勘定規定 (個人当座用)	第7条（小切手、手形の支払等） 第8条（小切手、手形用紙） 第12条（手数料等の引落し） 第13条（支払保証に代わる取扱い） 第16条（署名鑑照合等） 第24条（解約）	新旧対照表をご参照ください

(3) 適用開始日

2026年4月1日（水）

2. 署名判印刷サービスの終了

(1) サービス終了日

2026年3月31日（火）

サービス終了に伴うお客さまのお手続きは不要です。

以上

(2026年1月16日現在) 2601

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

(改定箇所：下線部)

改定前	改定後
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</p> <p>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、<u>払戻しに際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行ふことはできません。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p><u>A 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>B 小切手を使用する方法。</u></p> <p>④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、<u>当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求</u>があった場合には、必要と認められる枚数を<u>実費で</u>交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>⑤ <u>払戻請求書の交付請求</u>があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

(改定箇所：下線部)

改定前	改定後
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛 小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>第13条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。</p>

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

(改定箇所：下線部)

改定前	改定後
<p>第7条（小切手、手形の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>③ 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、<u>本人または代理人が自己の名義で振出した小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。</u></p> <p>⑤ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、<u>払戻しに際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u></p>	<p>第7条（小切手、手形の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることがあります）があります。</p> <p>③ 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>④ 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 <u>A 本人または代理人が自己の名義で当行所定の払戻請求書に記名して提出する方法。</u> <u>B 小切手を使用する方法。</u></p> <p>⑤ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、<u>当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

(改定箇所：下線部)

改定前	改定後
<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>⑤ 小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>⑤ 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p>	<p>第12条（手数料等の引落し）</p> <p>① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p>
<p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>第13条（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

(改定箇所：下線部)

改定前	改定後
<p>第16条（署名鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第16条（署名鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に使用された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

(改定箇所：下線部)

改定前	改定後
<p>第24条（解約）</p> <p>① この取引は、<u>本人の都合</u>でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は本人の署名した書面によるものとします。</p> <p>② 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</p> <p>③ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>	<p>第24条（解約）</p> <p>① この取引は、<u>当事者の一方</u>の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は本人の署名した書面によるものとします。</p> <p>② 当行は、長期間にわたりこの当座勘定の受払がない場合、または支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。</p> <p>③ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表（2026年4月1日改定）

(改定箇所：下線部)

改定前	改定後
<p>3．本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E..その他前各号に準ずる行為</p> <p>④当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>⑤ <u>本人が</u>手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>3．本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為 C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E..その他前各号に準ずる行為</p> <p>④当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>